

令和3年5月31日

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部

「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

6月1日（火）以降における本市文化施設の対応について（令和3年5月31日時点）

日頃より本市の文化振興に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

5月10日付、『緊急事態宣言の発令に伴う文化施設の対応について』を通知していたところですが、5月29日付、愛知県より5月31日までを期限としていた緊急事態宣言について、6月20日まで延長することが発表されました。

つきましては、本市文化施設の対応につきましても愛知県に準ずることとし、施設利用料等の還付については緊急事態宣言終了日まで延長します。なお、国や県の方針が変更となる場合は再度お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |